

市001	項目名	戸籍関係事務費	
予算書項目	戸籍事務費	ページ	27
年度	R2	所 属 名	
		市民生活部 市民課	
会計名	一般会計		
款	総務費		
項	戸籍住民基本台帳費		
目	戸籍住民基本台帳費		
(単位：千円)			
補正前額	26,359		
要求額	10,825		
総務部長段階査定額	10,825	その他財源の内訳	
市長段階査定額	10,825	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区 分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	10,825	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	0	
	計	10,825	
行財政改革課処理欄			

事業の概要

【問合せ先】戸籍係 0857-30-8194

【10次総の施策体系】5201

【事業の経過及び背景】
戸籍のマイナンバー連携など行政手続きのデジタル化を目的としたデジタル手続き法が令和元年5月に公布された。これに伴い、関係法令（住民基本台帳法・公的個人認証法・番号法など）の改正及び戸籍法の改正が公布され、これらの法改正への対応に必要な事業を、全国の市区町村において実施する必要がある。

【事業の目的及び効果】
戸籍システム及び戸籍附票システムを改修することにより、今後、社会保障手続きにおける戸籍謄抄本の提出の省略や国外転出後も戸籍の附票を活用したマイナンバーカードの利用などが期待できる。

【事業の内容】
上記法改正に伴う戸籍システム及び戸籍附票システムの改修は、今後、数年かけて行われる予定である。全国の市区町村において実施されることから、システムで管理する情報の追加や、他のシステムと情報連携を行う機能を追加するなど、法改正への対応に必要な措置を講じる。

市002	項目名	住民登録関係事務費	
予算書項目	住民基本台帳事務費	ページ	27
年度	R2	所 属 名	
		市民生活部 市民課	
会計名	一般会計		
款	総務費		
項	戸籍住民基本台帳費		
目	戸籍住民基本台帳費		
(単位：千円)			
補正前額	14,945		
要求額	5,500		
総務部長段階査定額	5,500	その他財源の内訳	
市長段階査定額	5,500	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区 分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	4,400	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	1,100	
	計	5,500	
行財政改革課処理欄			

事業の概要

【問合せ先】住民登録係 0857-30-8193

【10次総の施策体系】5201

【事業の経過及び背景】
戸籍のマイナンバー連携など行政手続きのデジタル化を目的としたデジタル手続き法が令和元年5月に公布された。これに伴い、関係法令（住民基本台帳法・公的個人認証法・番号法など）の改正及び戸籍法の改正が公布され、これらの法改正への対応に必要な事業を、全国の市区町村において実施する必要がある。

【事業の目的及び効果】
マイナンバーカードは住民票を基礎とした制度。住民基本台帳システムを改修し、戸籍附票システムと連携することで国外転出後も戸籍の附票を活用したマイナンバーカードの利用などが期待できる。

【事業の内容】
上記法改正に伴う住民基本台帳システムの改修は、今後、数年かけて行われる予定である。全国の市区町村において実施されることから、システムで管理する情報の追加や、他のシステムと情報連携を行う機能を追加するなど、法改正への対応に必要な措置を講じる。

市003	項目名	個人番号カード関連事務費
------	-----	--------------

予算書項目	個人番号カード関連事務費	ページ	27
-------	--------------	-----	----

所属名	市民生活部 市民課
-----	--------------

年度	R2
----	----

会計名	
一般会計	
款	総務費
項	戸籍住民基本台帳費
目	戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

補正前額	123,113
------	---------

要求額	580
-----	-----

総務部長段階査定額	580
-----------	-----

市長段階査定額	580
---------	-----

区分		補正額
財源内訳	国・県支出金	564
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	16
	計	580

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
贈収入	0
その他	0

行財政改革課処理欄

事業の概要
<p>【問合せ先】 マイナンバーカード係 0857-30-8195</p> <p>【10次総の施策体系】 5201</p> <p>【事業の経過及び背景】 国の定める経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることが掲げられた。さらに、特別定額給付金など新型コロナウイルス対策の影響を受け、マイナンバーカードを取得しようとする動きが全国的に急速に加速している。</p> <p>【事業の目的及び効果】 マイナンバーカード交付事務等に使用する住民基本台帳ネットワークシステム端末を追加導入することによって、急速に増加しているマイナンバーカード交付事務等に対応することができる。</p> <p>【事業の内容】 住民基本台帳ネットワークシステム端末4台を追加導入し、マイナンバーカード交付事務等に使用する。</p>